

# 1 妊娠・出産したとき

## 出産・子育て応援給付金

妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と一体的に行う経済的支援です。妊娠届出時や乳児訪問時に保健師から申請案内をします。

- 【対象者】
- 出産応援ギフト
    - ・妊娠届出時に保健師の面談を受けた妊婦
  - 子育て応援ギフト
    - ・保健師の乳児訪問を受けた子どもの養育者
- 【支額額】
- 出産応援ギフト
    - ・妊婦1人あたり5万円
  - 子育て応援ギフト
    - ・新生児1人あたり5万円
- 【申請に必要なもの】
- ・通帳など振込口座の確認ができるものの写し
  - ・運転免許証など本人確認書類の写し

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

## 低所得の妊婦さんに対する初回産科受診料の支援

低所得の妊婦さんの経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦さんを切れ目なく必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦さんの初回産科受診料を助成します。

- 【対象者】 医療機関等の初回受診において妊娠判定を受ける方で、妊娠判定を受ける日において新見市に住所を有する妊婦であって、市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方。
- 【助成対象要件】
- ①世帯の課税状況を確認することに同意する方
  - ②支援に必要な情報を関係機関と新見市が共有することに同意する方
- 【対象検査項目】 妊娠判定に係る医療機関等で行われる診察、尿検査、血液検査、超音波検査
- 【助成額】 初回受診において妊娠判定に係る費用とし、10,000円を限度とする。
- 【申請に必要なもの】 新見市妊婦初回産科受診料助成申請書兼請求書に、次の①②の書類を添付する。
- ①受診費用の領収書及び明細書の写し(氏名、診療年月日及び医療機関等の名称が記載された書類)
  - ②他市町村からの転入等により妊婦の属する世帯の課税状況の把握が困難なときは、課税状況を記載した証明書
- 【申請期間】 受診した日から6か月以内

申請・問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129

## 出生届

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に提出してください。  
出生地でも届出をすることができます。

- 【必要なもの】
- ・出生証明書（医療機関発行のもの）
  - ・届出人の印鑑（任意）
  - ・母子(親子)健康手帳

問い合わせ

市民課 ☎72-6121、または各支局・市民センター

## 低体重児出生届

赤ちゃんの出生時の体重が2,500g未満の場合、低体重児出生届の届出が必要です。  
市民課または各支局へ出生届を提出される際に、窓口で低体重児出生届を記入してください。

【届出時に必要なもの】

- ・お母さんの「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード」
- ・母子(親子)健康手帳
- ・印鑑

※赤ちゃんのマイナンバーは後日、確認させていただきます。

問い合わせ

健康医療課 ☎72-6129

## 出産育児一時金支給

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則としてご自身が加入している医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われます。国民健康保険に加入している人が出産した時、出産育児一時金支給額は、1児につき50万円です。（ただし、産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限る。）出産費用が50万円未満の場合、後日市から差額支給の申請書等を送付しますので、申請してください。

直接支払制度を望まない場合は、退院時に出産費用の全額を窓口で支払い、後日医療保険者に出産育児一時金を申請してください。社会保険等に参加されている場合は、会社等にお尋ねください。

問い合わせ

市民課 ☎72-6123

## 国民健康保険税の産前産後の免除制度

国民健康保険に加入している人が出産する場合、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の国民健康保険税の所得割額と均等割額を免除します。

免除を受けるためには、原則として届出が必要です。

- 【届出に必要なもの】 ・産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書  
・母子(親子)健康手帳

※出産予定日の6か月前（妊娠15週以降）から届け出ることができます。

問い合わせ 税務課 ☎72-6117  
市民課 ☎72-6123

## 子育て支援金（出生祝金）

出産時に、市内に住所のある保護者が引き続き（1年以上）市民である場合に支給されます。申請期限は出産日から1年以内です。

- 【支給額】 子ども1人あたり  
現金 80,000円  
地域ポイント 20,000に一みんポイント

- 【申請に必要なもの】 通帳など振込口座の確認ができるものの写し

※に一みんポイントの受け取りには、新見市オリジナルICOCAが必要です。

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

## 児童手当

- 【対象者】 中学校修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの児童を養育する保護者に支給されます。出生届・転入届と同時に手続きをしてください。

ただし、公務員の方は勤務先となる場合がありますので、出生届等の提出時に確認させていただきます。

- 【支給額】 月額（申請した月の翌月分から支給）  
3歳未満 一律15,000円  
3歳～小学生 10,000円  
(第3子以降は15,000円)  
中学生 一律10,000円  
特例給付（所得制限限度額以上） 一律5,000円  
所得上限限度額以上 支給なし

- 【支給月】 6・10・2月（前月までの4か月分を支給）

- 【現況届】 原則提出不要（提出が必要な方には通知をします。）

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

## 子育て支援医療費

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費自己負担額を補助します。

- 【 給付方法 】
- 県内の医療機関  
「健康保険証」と「資格者証」を提示すれば無料で受診できます。
  - 県外の医療機関  
医療機関を受診し、自己負担額を支払ってください。後日、新見市へ領収書を添えて申請することで、払い戻しを受けることができます。  
※上記のほか、払い戻しを受けることができます場合がありますので、詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

## 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

妊産婦など歩行が困難な人などが、車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用しやすいように、専用の駐車場利用証を交付する制度です。

- 【 使用期間 】
- 単胎児 : 妊娠7ヶ月～産後2年
  - 多胎児 : 妊娠5ヶ月～産後3年
- (※いずれも、産後は乳幼児同乗の場合のみ)
- 【 申請に必要なもの 】 母子(親子)健康手帳

問い合わせ 福祉課 ☎72-6126

## 未熟児養育医療費

未熟児で生まれ、指定医療機関の医師が入院して養育を受ける必要があると認めた場合、その医療費の一部を公費で負担します。

- 【 対象者 】 次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。
- ①出生時の体重が2,000グラム以下の場合
  - ②生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
    - ・運動不安、けいれん
    - ・体温が摂氏34度以下
    - ・呼吸器・循環器の症状  
(強度チアノーゼ・呼吸数の異常など)
    - ・消化器の症状(排便がない・嘔吐が持続するなど)
    - ・強い黄疸 など

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

## 産後ケア事業

退院後の育児に不安を持つお母さんやお子さんの心身の状態に合わせたケアや授乳指導、育児相談等を国際貢献大学校メディカルクリニックで受けられます。利用される場合は事前に予約が必要です。事前予約及び相談は、健康医療課にご連絡ください。

※国際貢献大学校メディカルクリニックで出産されていない方も利用できます。

【対象者】 出産後1年未満のお母さんとそのお子さん

### ○産後ケア入院（短期入所）

【利用料金】 市民税課税世帯 : 1泊5,000円

市民税非課税・生保世帯 : 1泊2,500円

【利用可能日数】 6泊7日まで

【その他】 国際貢献大学校メディカルクリニックは産後4か月以内が対象

### ○母乳・育児相談（通所）

【利用可能日数】 出産後1年未満は回数制限なし

1回あたり2時間まで

### ○その他

市外医療機関で産後ケア入院（短期入所）を希望する場合は、利用前に、必ず健康医療課にご相談ください。後日、払い戻しを受けることができます。

問い合わせ 健康医療課 ☎72-6129

## 産後ヘルパー訪問

産後の体調不良等のために家事を行うことが難しく、かつ家事を行う家族がいない産後1年未満の産婦さんを対象にヘルパーが訪問し家事を行います。利用を希望される場合は、健康医療課にご相談ください。

【利用料金】 1時間まで 500円

1時間から1時間30分 750円

1時間30分から2時間 1,000円

問い合わせ 健康医療課 ☎72-6129

## 子育て支援ヘルパー訪問

18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童の養育が困難な家庭などの負担を軽減するため、ヘルパーが訪問して家事等のお手伝いをします。利用を希望される場合は、子育て支援課にご相談ください。

【 利用料金 】	1時間まで	500円
	1時間から1時間30分	750円
	1時間30分から2時間	1,000円

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

